

* 学生便覧より

2. 健康管理

健康管理は、学生生活においてきわめて大切な事ですが、軽視されがちです。若さに任せて不摂生をしたため健康を害したり、学習に支障をきたしたりすることのないよう、健康管理には、十分配慮してください。

感染症における登学停止について

感染症にかかった場合、他の学生に感染するおそれがあるため、学校保健法施行規則により登学停止となりますが、この間は欠席扱いになりません。医師の治癒証明書を学務課に提出の上、登学してください。

出席停止期間の基準は下記のとおりです。

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、SARS、 鳥インフルエンザ 等	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、腸 チフス、パラチフス、流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで

* 上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

* 手足口病・伝染性紅斑(りんご病)及び溶連菌感染症は、出席停止扱いにはなりません。

* 高崎市医師会ホームページより引用

禁煙について

本学敷地内及び建物内、周辺歩道は禁煙です。駐車場における車内での喫煙もできません。